

今日のテーマ

医療保障について (2)



今回も、前回に引き続き医療保障分野について考えてみましょう。
人気の入院特約や医療保険について、契約形態のメリットとデメリットはいかに？

* 医療保障の有利な契約形態は？

ポイント1 支払う保険料の取り扱い

法人の役員でいらっしゃる場合、医療保障加入方法には次の2通りがあります。

あなたは、どちらのパターンで加入されていますか？

医療保険単体であるか入院特約であるかを問わず、

1・ 法人契約として加入している	概ね保険料負担額は全額損金算入できます。
2・ 個人で契約している	生命保険料の所得控除対象になります。

支払う保険料の取り扱いがどうなるかは、大きな問題です。

法人契約で保険料負担をされる場合、損金算入できるのは大きなメリットといえます。

個人契約の場合ですと、生命保険料所得控除の対象となります。 この所得控除は

1 契約者で年間支払保険料を合計されますので、他の契約があれば効果は薄くなります。

ポイント2 受け取った給付金の取り扱い

では保険料面ではなく、実際に入院給付金を受け取った場合を考えてみましょう。

1・ 法人契約	受け取った給付金は、雑収入として益金計上します。 受取金額から、妥当な範囲の見舞金を対象者に支払えます。(損金算入) 受け取った個人は、妥当な範囲の見舞金であれば非課税です。
2・ 個人契約	本人(ないしは親族)が受け取った給付金は、全額非課税となります。

法人契約の場合の注意点は、見舞金に関する規定を整備しておかれることです。

この規定がないと、見舞金支払の根拠が脆弱なものとなりかねません。

また、法人にとっては役員・従業員の休業に伴う損失補填の意味合いもあります。

個人の場合は、受け取った給付金の非課税優遇措置があります。

いずれの場合でも、各々の環境・ニーズに合わせる事が最も大切です。

今回も引き続き医療保障分野を取り上げてみました。
実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。
生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。
具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてください。



担当 渋木 洋子